

神戸市里親関係団体補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市より里親の登録を受けた者で構成されている団体（以下「里親関係団体」という。）が行う事業のうち、市内における里親制度の普及、啓発等の活動を推進させ、家庭養護を担う里親の登録拡大と資質の向上に寄与すると認められる事業（補助対象事業）の経費の一部を、予算の範囲内で補助することについて必要な事項を定めるものとする。

2 里親関係団体は、規約を有し、役員を選出、予算及び決算や事業計画等の団体の運営において重要な事項を年1回以上の総会を開催して決定させることのできる団体であり、前項の目的を果たすことができると神戸市が判断した団体に限る。

(補助対象となる里親関係団体及び事業)

第2条 補助対象となる里親関係団体は、神戸市より登録を受けた里親が広く参画できる団体とする。

2 補助対象事業は以下の事業とする。

(1) 団体として行う事業活動

- ①里親精神の高揚に関する事業
- ②児童の養育技術・環境調整その他児童福祉に関する研究
- ③公益財団法人全国里親会等関係団体に対する連絡、調整
- ④会員相互の連絡及び親睦並びに受託児童の厚生に関する事業
- ⑤近畿里親研修会等の各種研究協議会への参加及び企画、運営
- ⑥里親の奨励

(2) 団体として行う普及・啓発事業

- ①里親・里親経験者による出前講座事業

(補助金額)

第3条 補助金の交付額は当該年度の予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第4条 里親関係団体は、補助金の交付を受けようとするときは、申請書（別紙（1））をこども家庭センターを通じて市長に提出しなくてはならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請について審査し、補助が適当と認められるときは、速やかに、補助金交付決定書（別紙（2））により当該里親関係団体に通知する。

2 市長は、補助金交付決定通知書の交付にあたり必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第6条 前条の通知を受けた里親関係団体は、請求書（別紙（3））を市長に提出するものとし、市長はその請求内容を適当と認めたときは前金払で補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定取消等)

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者又は既に補助金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) 申請や交付にあたって手続きを怠ったとき。
- (2) 申請の条件に違反したとき。
- (3) その他補助対象事業を適正に実施しないとき。

(事業実績報告等)

第8条 補助金を受けた里親関係団体は、当該年度終了後速やかに収支決算報告書と事業報告書を市長に提出しなくてはならない。

(その他)

第9条 市長は、必要があると認めるときは補助金の交付を受けた里親関係団体に対し、報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

附 則

この要綱は、平成24年9月20日から施行し、平成24年4月1日に遡って適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別紙（1）

年 月 日

神戸市長 へ

住 所
団体名
代表者

補助金交付申請書

下記のとおり補助されたく、神戸市里親関係団体補助要綱第4条の規定により申請します。

記

1 申請金額

			千			円
--	--	--	---	--	--	---

2 補助内容

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 歳入歳出予算書

別紙（2）

神ここ第 号
年 月 日

様

神戸市長
（公印省略）

補助金交付決定書

年 月 日付けで申請のあった事業補助については、次のとおり決定したので通知します。

記

1 補助決定金額 円

2 補助の内容

3 補助の対象となる事業

4 補助の条件

事業年度終了後、速やかに次の書類を市長に提出すること。

①収支決算報告書

②事業報告書

担当 神戸市こども家庭局
こども家庭センター
家庭養護担当

別紙（3）

年 月 日

神戸市長 へ

住 所
団体名
代表者

請 求 書

年 月 日付けで交付決定のあった事業補助について、神戸市里親関係団体補助要綱第6条の規定により請求します。

記

1 請求金額

			千			円
--	--	--	---	--	--	---

2 口座情報

振込口座	銀行名		支店名	
	種別		口座番号	
	名義（カナ）			